

## 地方財政健全化法「資金不足比率」について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、平成22年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率を次のとおり公表します。

(単位:%)

資金不足比率
—
( 20.0 )

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

「資金不足比率」とは、公営企業の経営状況を収益に対する資金不足の規模で表したものです。戸田市水道事業会計の資金不足比率はありません。

この比率は政令で定められた数値(経営健全化基準20.0%)未満とされています。数値が高くなるほど経営に問題があることとなります。